

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その
休日が当たる翌日)

平成十年三月三十一日

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

目 次

◇訓 令

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令(総務課)

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令(総務課)

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令(職員課)

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令(職員課)

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(総務課)

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則(地域課)

◇企業訓令 鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する訓令(総務課)

訓 令

鳥取県訓令第一号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

タ一 所長印

別表十の項第二号を削り、同表十二の項第三号中

に改め、同項第四号中

建築課長

を

住宅課長

に改める。

鳥取県福事務所長印

鳥取県健康福祉セン

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十年三月三十一日

鳥取県訓令第二号

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令

平成10年3月31日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県文書管理規程（平成五年三月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）」を「鳥取県事務処理権限規則（平成八年四月鳥取県規則第三十二号）」に改め、

「並びに鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十八号）

第二条」を削る。

別表第二博覧会推進局の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第三号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別表二十二の項中「工業試験場」を「産業技術センター応用技術部」に改める。

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第四号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次の

ように定める。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する。

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和四十三年五月鳥取県訓

令第五号）の一部を次のように改正する。

別表保健所の項第六号中「生活衛生係」を削り、同項第七号中

「作業服（上衣）

一
三
六

「白衣

一
三
六

「作業服（上衣）

一
三
六

図一のうち上衣のとおり

に改め、同項第八号中「環境保全係」を「環境衛生係及び

廃棄物対策係」に改め、同表喜多原学園の項第二号中「教護部」を「指導部」に、「主任教護及び教護」を「児童自立支援専門員」に改め、「（男子）」を削り、同項第三号中「教護部」を「指導部」に、「主任教母及び教母」を「児童生活支援員」に改め、「（女子）」を削り、同表精神保健センターの項中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改め、同表中工業試験場及び食品加工研究所の項を削り、計量検定所の項の

次に次のように加える。

技術開発部産業デザイン科の業務に従事する技術職員									
二 技術開発部材料開発科の業務に従事する技術職員									
三 技術開発部応用電子科の業務に従事する技術職員									
四 応用技術部生産技 術科の業務に従事する技術職員	白衣	布製短靴	作業服 (上衣)	作業服 (夏上衣)	白衣	作業服 (上衣)	作業服 (夏上衣)	作業服 (ズボン)	作業服 (上衣)
作業服 (夏上衣)	作業服 (上衣)	作業服 (ズボン)	作業服 (上衣)	作業服 (ズボン)	作業帽	作業服 (上衣)	作業服 (夏上衣)	作業服 (ズボン)	作業服 (上衣)
作業服 (ズボン)	作業服 (上衣)	作業服 (ズボン)	作業服 (上衣)	作業服 (ズボン)	布製短靴	作業服 (上衣)	作業服 (夏上衣)	作業服 (ズボン)	作業服 (上衣)
四八	二二	二二	二二	二二	一	二二	二二	二二	二二
四八	四八	三六	四八	四八	三六	三四	三六	三六	三四
四八	四八	二四	四八	四八	三六	三四	三六	三六	二四
とおり	おり	とおり	おり	おり	とおり	とおり	とおり	とおり	とおり
図一のうちズボンの とおり	図一のうち上衣のと おり	図一のうちズボンの とおり	図一のうち上衣のと おり	図一のうちズボンの とおり	図一のうち上衣のと おり	図一のうちズボンの とおり	図一のうち上衣のと おり	図一のうちズボンの とおり	図一のうち上衣のと おり

タ				
五 応用技術部食品技術科の職員				
ゴム製半長靴	安全靴	白衣	作業服 (上衣)	作業服 (夏上衣)
一	一	二二	二二	二六〇
三六	三六	三六	三六	三六
とおり	とおり	とおり	とおり	とおり

鳥取県訓令第五号

附 則
この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、鳥取県博覧会推進局設置規則（平成七年三月鳥取県規則第九号）第一条に規定する博覧会推進局」を削る。

別表第二中

「米子保健所

「米子保健所

「産業技術センター」

運転免許取消申請書

鳥取県警察本部

1 1
」に改める。

附 則

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十年三月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 本

憲

鳥取県公安委員会規則第一号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和二十五年十一月鳥取県公安委員会規則第八号）の一
部を次のように改正する。第一条第二項の表申請書の欄中「第十八条の二」を「第十八条の四」に改め、同表に
次のように加える。

第十条の中「第七十四条の二第三項」を「第七十四条の二第五項」に改める。
 第十条の四中「第七十四条の二第四項」を「第七十四条の二第六項」に改める。
 第十四条中「又は第一百一条第二項後段（法第一百一条の二第三項、第一百一条第二項又は
第一百七条の四第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「第十八条の二」を「第
十八条の四」に改める。

第二十条中「第一百一条第一項」を「第一百一条第三項」に、「行なう」を「行う」に改
める。

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とする。

別記様式第一号から別記様式第十一号までの規定中「般」を「様」に改める。
 別記様式第六号中「第74条の2第4項」を「第74条の2第6項」に改める。
 別記様式第十二号の二及び別記様式第十一号の二を削る。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 憲

鳥取県公安委員会規則第三号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表鳥取県岩美警察署の項中「岩美町岩本警察官駐在所」を「岩美町大谷警察官駐在所」に、「岩美町大字岩本」を「岩美町大字大谷」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の吉方交番の項を削り、同表鳥取県鳥取警察署の立川交番の項中「鳥取市立川町五丁目」を「鳥取市立川町四丁目」に、「立川町一丁目」を「吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方町一丁目、吉方町二丁目、立川町一丁目」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の大榎交番の項中「掛出町」及び「尚徳町」を削り、「御弓町」の下に「大工町頭」を加え、同表鳥取県鳥取警察署の若桜橋交番の項中「弥生町」の下に「吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目」を加え、「大工町頭」を「掛出町、尚徳町」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取駅交番の項中「（一般国道五三号以西）」の下に「富安」を加え、同表鳥取県鳥取警察署の湯所交番の項中「秋里、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目」を「浜坂の一部（通称山城地区）、江津、秋里の一部（千代川以東）」に改め、同表鳥取県

鳥取警察署の湖山町交番の項中「湖山町南五丁目」の下に「秋里の一部（千代川以西）、

千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、安長の一部（千代川以西）、

南安長二丁目、南安長三丁目、商栄町、徳吉の一部（通称南城北団地）」を加え、同表

鳥取警察署の雲山交番の項中「久末、越路、東大路、中大路、西大路、美和、古郡家、新」を「新、吉成の一部（一般国道五三号以東で、かつ、大路川以北）、大覚寺、

的場、的場一丁目、的場二丁目、的場三丁目、的場四丁目」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市大覚寺警察官駐在所の項中「的場、的場一丁目、的場二丁目、的場三丁目、的場四丁目」及び「大覚寺、数津の一部（県道八坂鳥取停車場線以西）、叶、叶一丁目、富安」を削り、「（一般国道五三号以東）」を「（一般国道五三号以東で、かつ、大路川以南）」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市浜坂警察官駐在所の項中「浜坂、浜坂一丁目」を「浜坂の一部（通称山城地区を除く。）、浜坂一丁目」に改め、「浜坂七丁目」の下に「浜坂八丁目」を加え、「江津」を削り、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市美萩野警察官駐在所の項中「鳥取市三津」を「鳥取市美萩野二丁目」に改め、同表鳥

取県鳥取警察署の鳥取市布勢警察官駐在所の項中「徳尾、徳吉」を「徳尾の一部（一般国道五三号以西）、徳吉の一部（一般国道五三号以西及び西日本旅客鉄道株式会社山陰本線（以下単に「山陰本線」という。）以北（通称南城北団地を除く。）、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市古海警察官駐在所の項中「安長の一部（千代川以西）」を「徳尾の一部（一般国道五三号以東）、徳吉の一部（一般国道五三号以東で、かつ、山陰本線以南）」を加え、「商栄町」を削り、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市国安警察官駐在所の項中「数津の一部（県道八坂鳥取停車場線以東）」を

「叶、叶一丁目、数津」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市桂木警察官駐在所の項中「海藏寺」及び「広岡、紙子谷、祢宜谷、香取」を削り、「南栄町」の下に「久末、越路、東大路、中大路、西大路、美和、古郡家」を加え、同表鳥取県鳥取警察署

の鳥取市若葉台警察官駐在所の項中

鳥取市若葉台

を

鳥取市若葉台

南六丁目

に、「若葉台北六丁目」を「若葉台北四丁目、若葉台北六丁目、海藏寺、

広岡、紙子谷、桜宜谷、香取」に改め、同表鳥取県浜村警察署の項中「青谷町山根警察官駐在所」を「青谷町早牛警察官駐在所」に、「青谷町大字山根」を「青谷町大字

早牛」に改め、同表鳥取県倉吉警察署の北条町警察官駐在所の項中「北条町大字田井」を「北条町田井」に改め、同表鳥取県八橋警察署の大栄町由良宿警察官駐在所の項中

「西日本旅客鉄道株式会社山陰本線（以下単に「山陰本線」という。）」を「山陰本線」に改め、同表鳥取県米子警察署の東福原文交番の項中「米子市東福原」を「米子市東福原

一丁目」に改め、同表鳥取県米子警察署の皆生交番の項中「米子市皆生」を「米子市皆生温泉二丁目」に、「皆生、皆生温泉二丁目」を「皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁

目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、皆生温泉一丁目」に改め、「上福原」の下に、「上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上

福原六丁目、上福原七丁目」を加え、「東福原」を削り、「国道四三一号」を「一般国

和町

境港市のうち
花町、岬町、入船町、東雲町、上道町の一部（市道灘道線以

東）、昭和町、中野町

ノ出町

境港市のうち
上道町の一部（市道灘道線以西）、馬場崎町、明治町、大正町、中町、末広町、本町、栄町、松ヶ枝町、日ノ出町、京町、朝日町、相生町、東本町、元町、湊町

境港駅前交番
花町、岬町、入船町、東雲町、上道町、明治町、大正町、中町、末

境港市大正町
境港駅前交番
花町、岬町、入船町、東雲町、上道町、明治町、大正町、中町、末

境港市

境港市のうち
花町、岬町、入船町、東雲町、上道町、明治町、大正町、中町、末

境港駅前交番
花町、岬町、入船町、東雲町、上道町、明治町、大正町、中町、末

道四三一号」に改め、同表鳥取県境港警察署の項中

日ノ出町交番

境港市日

昭和町交番

境港市昭

町、昭和町、中野町、馬
広町、本町、栄町、松ヶ
生町、東本町、元町、湊

に改め、同表鳥取県境港警察署の外江町交番の項中「蓮池

町、浜ノ町、弥生町、米川町」を削り、同表鳥取県境港警察署の境港市竹内町警察官駐在所の項中「竹内町」の下に、「高松町」の一部（西日本旅客鉄道株式会社境線（以下単に「境線」という。）以東）、「竹内団地」を加え、同表鳥取県境港警察署の境港市誠

保守員にあ
つては、貸与
期間を一二月
とする

(茗荷谷ダム操作規程の一部改正)

第三条 茗荷谷ダム操作規程（昭和五十年一月鳥取県企業訓令第一号）の一部を次のよう
に改正する。

附則

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

六	開発課に勤務する職員	六	ゴム製長靴	六	防寒着	六	ゴム製長靴
防寒着	雨がつぱ	作業上着（冬上着）	作業ズボン	作業上着（夏上着）	作業ズボン	防寒着	ゴム製長靴
ゴム製長靴	運動靴又は地下足袋	一	一	二	一	二	二
一	一	一	二	一	二	二	一
三六	三四	三六	三四	三四	三四	三六	三六